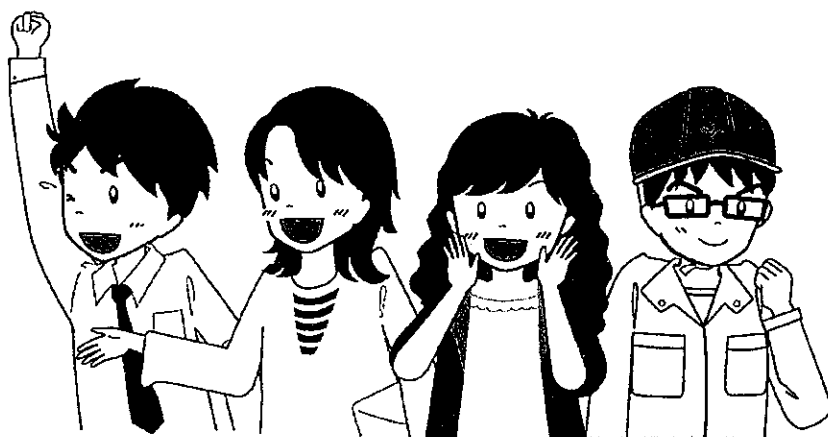


とっとり若者 自立応援プラン

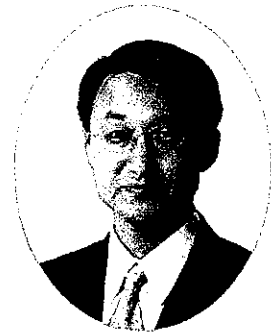
みんなで支える若者の巣立ち！



平成24年3月

鳥 取 県

はじめに



私たちは、“子育てするなら鳥取県”と呼ばれるにふさわしい地域になることを目指して、『子育て王国とっとりプラン』を平成22年3月に策定し、市町村、学校、家庭を含めた地域社会、地域住民、企業、NPO等と一体となって、県民の皆さんとともにプランの実現に取り組んでまいりました。

鳥取県で生まれ、日々成長していく子ども達は若者となり、やがて巣立ちの時を迎えます。現在の厳しい経済状況や、情報化社会の急速な進展に伴う影の部分などを乗り越え、若者が自立していくためには、様々なことに伸び伸びと挑戦し、社会を生き抜く力を蓄えていくことが重要です。スポーツ、音楽のほか、マンガをはじめとするポップカルチャーやボランティアなど、若いからこそできることに是非チャレンジしていただきたいと考えます。

また、巣立ちを迎えるまでには、不登校やひきこもりなどの困難を経験することがあるかも知れません。そのような困難な状況にある本人や家族の皆さんには、新たな一歩を踏み出していただけるよう、福祉、保健、労働、教育、警察など関連のある機関が横断的に支援を行っていくために、一層、関係機関の連携を進める必要があります。

そこで、私たちは、鳥取県の若者の巣立ちを応援するために『とっとり若者自立応援プラン』を策定いたしました。

鳥取県で育つ全ての若者が、自らの未来を輝かしいものとするよう、環境を整え、応援していきたいと考えていますので、県民の皆様の一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

平成24年3月

鳥取県知事

平井伸治

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 とっとり若者自立応援プランとは・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 今後の取組に向けた推進方策・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 施策の展開

施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

1 青少年の巣立ちを応援

- (1)【経済的自立】 職業生活のスタートを応援・・・・・・・・ 5
- (2)【社会的自立】 様々な事柄に伸び伸びと
チャレンジできる環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (3)【社会的自立】 支えられる側から支える側へ・・・・・・・・ 10
- (4)【社会的自立】 被害に遭わない大人になるための支援・・・・・・・・ 13

2 困難な状況からの自立

- (1) 困難な状況ごとの青少年と家族への支援・・・・・・・・ 16
- (2) 支援の質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

【資料編】

- 各種法令等による子ども・若者の年齢区分・・・・・・・・ 25
- ニート、ひきこもり、不登校など青少年に関する主な県の相談機関・・・・・・・・ 26

第1章 計画の策定にあたって

1 とっとり若者自立応援プランとは

(1) 策定の趣旨

鳥取県では、平成22年3月に「子育て王国とっとりプラン」を策定し、「鳥取に生まれて良かった」「鳥取で子育てしたい」と思える環境を創り、「鳥取を愛し、心豊かで、光輝く、次世代を担う『とりっ子』の育成」に努めているところです。

しかし、インターネット上の有害情報やインターネットを介した犯罪など情報化による負の影響、深夜営業店の日常的利用などの生活スタイルの変化や、就職難、労働者に占める非正規雇用の割合の増加など、子ども・若者を育むには、厳しい環境が認められます。

また、成長の過程では不登校、高校中退、ひきこもり、非行など様々な困難を経験する場合があります。次世代を担う「とりっ子」が無事に巣立つには、成長過程での困難を克服し、厳しい経済状況の下での経済的な自立というハードルを乗り越え、様々な事柄に伸び伸びと挑戦し、地域を支える人財へと成長することが求められます。

そこで、平成23年7月に県内の児童・生徒とその保護者、青年を対象とした「鳥取県青少年育成意識調査」(以下「意識調査」という。)を実施し、

- ・ 青少年自身の悩みや自己肯定感など心のありよう、普段の生活、不登校や非行についての意識
- ・ 青少年を取り巻く家庭、学校、地域社会についての満足度
- ・ 働くことについての考え方 など

に関する現状を把握し、課題等について分析しました。

この意識調査などから明らかになった課題を踏まえて、18歳までの子どもと保護者を主に想定して策定した「子育て王国とっとりプラン」を補完し、青年期以降の課題について県の取組方針を明らかにする「とっとり若者自立応援プラン」(以下、「プラン」という。)を策定します。

(2) プランの期間

このプランの期間は、平成24年度から26年度の3年間とします。平成27年度以降は、誕生から社会的に自立するまでの課題と取組方針を一貫して明らかにすることを目指し「子育て王国とっとりプラン」との一本化を検討します。

(3) プランの性格・位置づけ

このプランは、鳥取県の将来ビジョン「みんなで創ろう 活力 あんしん 鳥取県～心豊かな充実生活をめざして」(平成20年から概ね10年間)や、「子育て王国 とっとりプラン」(平成22～26年度)、「鳥取県障害者計画」(平成16

～25 年度)、鳥取県教育委員会が策定した「鳥取県教育振興基本計画」(平成21～25 年度)などの関連計画と整合し、補完するよう策定しています。

また、このプランは、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項の規定に基づく「子ども・若者育成支援についての計画」とします。

(4) プランの対象

このプランが対象とする「若者」の範囲は、概ね10～20歳代までのかた及び30歳代であって経済的、社会的自立に困難を有するかたとします。

また、若者の呼称・年齢区分は法令や施策等により様々であることから、「児童生徒」、「少年」、「青少年」等の用語も使用しています。

<資料 各種法令等による子ども・若者の年齢区分 参照>

2 基本的な考え方

(1) 経済的、社会的自立のできるたくましい青少年の育成

○子ども・若者の人間関係の礎となるコミュニケーション能力の向上を支援

意識調査によると、青年の半数以上が人付き合いが不器用だと悩み、中学2年生、高校2年生の約半数、青年の4割が、人間関係や雰囲気がよい職場で働くことを求めている、対人関係に自信がないことがうかがえますが、企業は若者に人間関係を築くために必要なコミュニケーション能力を求めています。コミュニケーション能力は、仕事はもちろん、家庭、友人関係など全ての人間関係を築く基礎となるものであり、子ども・若者のコミュニケーション能力の向上が重要と考えます。

○社会的自立に向け、様々な事柄に伸び伸びと挑戦できる環境を整備

意識調査の結果、青年の71%、保護者の65%が、若い時に是非やっておくべきこととして「いろいろな経験をする」ことを挙げています。しかし、青年が最近1年で地域の活動に参加した割合は約半数、ボランティアに関心があるのは約4割、サークル等に参加して積極的に活動しているのは約2割と、必ずしもいろいろな経験をし、伸び伸びと挑戦できていないことが伺えます。社会的に自立していく力を蓄えるため、若いうちに芸術・文化・スポーツやボランティアなど様々な事柄に伸び伸びと挑戦し、経験を積むことができる環境の整備を目指します。

(2) 一層頼りにされる相談機関とするため、支援の質を向上

○不登校・ひきこもりなどによる困難な状況にある子ども・若者を支援

意識調査で、県内の児童生徒の約3割が学校に行くのがつらいと思った経験があり、また、19歳から29歳までの青年の2.6%が内閣府の示す広義のひきこもりの定義に該当していました。高校中退、非行、就職難、障がいなどを含め困難を抱えた子ども・若者のニーズの把握と支援が求められています。

※内閣府調査の広義のひきこもりの定義

「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」であって、現在の状態となつて6か月以上の者から、「現在の状態のきっかけ」で「病気」のうち統合失調症又は身体的な病気、または「その他」のうち自宅で仕事をしていると回答をした者と、「ふだん自宅にいるときによくしていること」で「家事・育児をする」と回答した者を除く。

○困ったときに頼ることのできる相談機関へ～PR活動と支援の質を充実

意識調査の結果、小学生から高校生の保護者のうち、子どもについての悩みがあつても、専門家や相談機関へ相談するのは約7%でした。若者についての困りごとや悩みに関する県の相談機関について、相談窓口の広報を進めると同時に支援の質の向上を図ることにより、困ったときに頼りになる相談機関を目指します。

○鳥取の特性や強みを積極的に活用

意識調査によると、児童生徒、青年、保護者層の全てで、地域の良い点として「自然が豊か」「人情がある」を挙げる者が最も多く、人と人、人と地域の結びつきが強く、「顔が見える関係」が残っています。また、子ども・若者を支援する関係機関も、コンパクトな県であることから「顔が見える関係」を築きやすい条件にあります。

こういった鳥取の特性や強みを積極的に活用し、鳥取らしい子ども・若者が社会へ巣立ち、羽ばたくことのできる環境を目指します。

3 今後の取組に向けた推進方策

(1) 推進体制

このプランに基づき、若者の成長と自立を応援します。

「鳥取県青少年問題協議会」など、若者の成長と自立に関わる関係者の意見を取り入れながら、プランを推進していきます。

若者の成長と自立の応援にかかわる県の組織が部局横断的に連携を図り、施策間の整合性を図りながら施策を実施します。

(2) 点検・評価

取組の方向性について、定期的にその進捗状況を点検・評価し、その結果に基づき、必要な見直しを行います。

今後、3年間を目処（平成26年度）として、第2章の各施策等に掲げられた数値目標を目指すこととし、把握が難しい困難な状況にある若者の状況についても、実体の把握に取組み、必要な見直しを行います。

第2章 施策の展開

【施策体系】

このプランでは、「子育て王国とっとりプラン」を補完する計画として施策体系を、整理しています。（細線が「子育て王国とっとりプラン」、太線が本プラン）

子育てしやすい地域づくり

I 地域社会みんなで子育てを応援～地域みんなで子育てを応援しよう！～

II 子どもを安心して育てられる快適、安心な環境づくり～子どもたちに安心安全な環境をつくらう！～

ライフステージに応じた切れ目のない取組

III 結婚、妊娠、出産のトータル支援の充実～子どもは宝物、親になるのっておもしろい！～

IV 子育て家庭を支える子育てサービスの充実～安心子育て、楽しく子育て！～

V 子どもの生きる力の育成と教育の充実～豊かな心で輝く子どもを育てよう！～

VI 要保護児童・要支援家庭等への取組～特別な支援が必要な子ども・家庭をしっかりサポートしよう！～

とっとり若者自立応援プラン

1 青少年の巣立ちを応援

- (1) 【経済的自立】 職業生活のスタートを応援
- (2) 【社会的自立】 様々な事柄に伸び伸びとチャレンジできる環境整備
- (3) 【社会的自立】 支えられる側から支える側へ
- (4) 【社会的自立】 被害に遭わない大人になるための支援

2 困難な状況からの自立

- (1) 困難な状況ごとの青少年とその家族への支援
 - (ア) ニート
 - (イ) ひきこもり
 - (ウ) 不登校
 - (エ) 高校中退
 - (オ) 非行
 - (カ) 外国人
 - (キ) 様々な困難の背景
- (2) 支援の質の向上

VII 職業生活と家庭生活との両立等～みんなで働き方を考えよう！～

1 青少年の巣立ちを応援

(1)【経済的自立】 職業生活のスタートを応援

ア 現状・課題

(ア) 社会で必要なコミュニケーション能力

意識調査の結果、中学2年・高校2年の約半数は「人間関係・雰囲気」がよい職場で働きたいと希望し、青年も4割近くが仕事を選ぶ際に「職場の雰囲気」を重視しています。また、同じく意識調査によると青年の半数以上が人付き合いが不器用だと悩んでいることや、若者の離職理由の上位に「人間関係がよくない」ことがあることを考え合わせると、若者は職場に「人間関係の良さ」が用意されていることを求めていると思われます。

一方、企業は人間関係を築く基本である「コミュニケーション能力」を若者に求めており、職場や仕事上の人間関係を自ら構築していくことを期待しています。

(イ) 若者の労働に関する意識

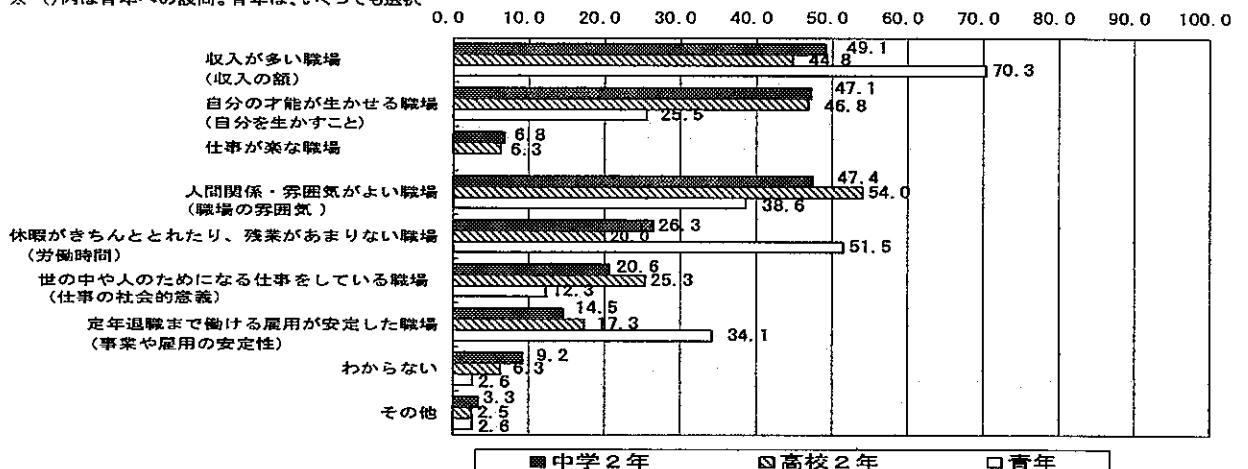
中学、高校、大学の卒業後、3年以内に離職する割合は、それぞれ約7割、5割、3割と、転職が容易でない中で離職率が全国平均を上回る状況にあります。また、企業から見た場合、若者の労働に関する意識について「企業から期待されることを理解していない」「働くことのイメージを持っていない」と言った意見があります。

(ウ) 雇用環境の悪化

世界的不況の中、新規学卒者の就職内定率は、高卒・大卒とも約9割にとどまっているほか、15～24歳（在学中を除く）の非正規雇用の割合が3割を超えるなど、若者が経済的に自立するには非常に厳しい環境となっています。

あなたは、将来どのような職場で働きたいと思いますか。3つまで選んでください。

※ ()内は青年への設問。青年は、いくつでも選択



(平成23年度鳥取県青少年育成意識調査より)

イ 取組の方向性と施策例

若者の就職に向けての意識、能力の向上と就業機会の確保を目指します。

(ア) コミュニケーション能力の向上

良好な人間関係を築くために必要なコミュニケーション能力の向上に資するよう、幼少期から家庭、地域、学校等で多くの人間関係や体験的活動への支援を図ります。

【施策例】

- テレビ・ゲーム・インターネット等の実体験を伴わない活動ではなく、地域・学校で大勢の友だちや大人と部活動や遊び、様々な体験活動ができるよう、環境の整備や子どものための体験活動を行う団体を支援
- 国際交流による異文化コミュニケーションの機会を確保
- 青少年育成鳥取県民会議など青少年育成団体による啓発や大人からの働きかけの推進

(イ) 「雇用のミスマッチ」の解消

企業が必要とする人材や雇用の条件と若者の希望が合わないことが、若者の早期の離職の原因のひとつであるため、雇用のミスマッチを招く「働くことに関する具体的な情報の不足」や、ミスマッチを助長する「職業観が確立していない」「自分に期待されるものが分からない」「職業意識の低下」などの事柄を解消する取組を推進します。

【施策例】

- 地域産業のニーズを踏まえて高等技術専門校による職業訓練等を行い、県内産業を支える産業人材育成を推進
- 情報提供の充実等により、就職支援を推進（企業説明会、若者仕事ぶらざを通じた情報提供、県外進学者への情報提供など）
- 社会人・職業人として自立していけるよう、社会のニーズ等を踏まえ、一人ひとりの特性に応じたキャリア発達を促すよう、高等学校での進路指導の改善や資格取得の促進
- 児童生徒が、望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けられるよう、職場体験などのキャリア教育を推進

(ウ) 労働環境の向上

長く働き続けるために、経済界・労働界や関係機関が一体となって、ワークルール（働き方・雇い方のルール）を守る雇用環境の整備を図り、あわせて、職場での困りごとやワークルールについて相談できる場の確保を図ります。

【施策例】

- 労務管理アドバイザー（社会保険労務士）の派遣による労務管理等のアドバイス実施やセミナー開催による働きやすい職場づくりへの啓発活動の実施
- 若者仕事ぶらざ、みなくる（労働相談所）の広報

(エ) 雇用機会の確保

あらゆる分野で雇用の場の確保を図り、有効求人倍率の上昇や正規職員採用が促進されるよう努めます。

【施策例】

- 雇用創造1万人プロジェクトにより、県全体として、4年間で1万人の雇用創造に結びつく事業を展開
- 若者仕事ぶらざの利用促進

主な目標指標

項目		現状（H23）	目標（H26）
公立高等学校におけるインターンシップの実施率		65.4%（H22）	75.0%（H28）
若者仕事ぶらざ	40歳未満の利用者数	39,397人 （11月末現在）	59,100人
	40歳未満の就職者数	2,288人 （11月末現在）	3,500人

1 青少年の巣立ちを応援

(2)【社会的自立】 様々な事柄に伸び伸びと チャレンジできる環境整備

ア 現状・課題

(ア) 青年の意欲と実際の活動

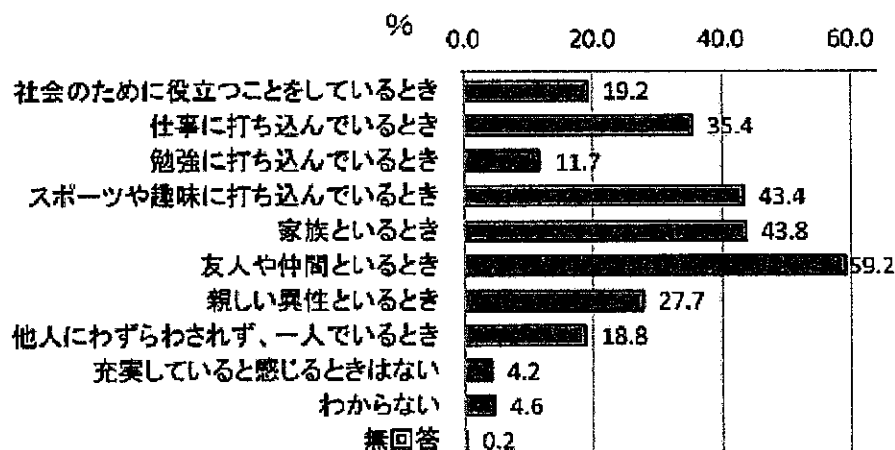
意識調査の結果、青年の71%、保護者の65%が、若い時に是非やっておくべきこととして「いろいろな経験をする」ことを挙げています。また、青年が充実していると感じるときは、「友人・仲間といるとき」60%、「スポーツや趣味に打ち込んでいるとき」44%、「仕事に打ち込んでいるとき」36%となっており、様々な体験をしているときに充実感を得ています。

しかし、青年が最近1年で地域の活動に参加した割合は約半数、ボランティアに関心があるのは約4割、サークル等に参加して積極的に活動しているのは約2割と、必ずしもいろいろな経験をし、伸び伸びと挑戦できていないことがうかがえます。

(イ) 様々な活動ができる環境

意識調査では、青年が地域の良い点として「文化施設が豊富」「娯楽・レジャー施設が豊富」を上げた割合は3%に過ぎず、地域で活動する場や機会が十分でないと感じていることがうかがえます。

青年が充実していると感じるとき



(平成23年度鳥取県青少年育成意識調査より)

イ 取組の方向性と施策例

青少年が芸術・文化・スポーツなど様々な事柄について伸び伸びと挑戦し、体験を積むことのできる環境を目指します。

(ア) 鳥取の良さを生かした、伸び伸びとチャレンジできる環境整備

- 鳥取の豊かな自然の中で行えるアウトドアスポーツや登山をはじめ、多様なスポーツが行える場や機会、情報の提供に取り組みます。
- 音楽、舞台芸術、美術など芸術に関する活動が行える場や発表の機会、情報の提供などに取り組みます。
- 鳥取ならではのマンガ、アニメ、食文化などのポップカルチャー（※）に関する活動が行える場や発表の機会、情報の提供などに取り組みます。

※ポップカルチャーとは

一般市民による日常の活動で成立している文化。大衆文化。具体的には、アニメ、マンガ、ゲーム、ファッションや食文化等。

【施策例】

- 地域で若者が自主的に集い様々な活動に伸び伸びと挑戦できる居場所の整備（スケートボード場など）
- とりアート、ジュニア県展など芸術活動の支援の充実
- まんが王国とっとりに関連する、マンガやアニメなどの創作や発表の機会を充実

1 青少年の巣立ちを応援

(3)【社会的自立】 支えられる側から支える側へ

ア 現状・課題

(ア) 地域での活動やボランティア

地域を支える人財となるには、地域で行われる行事やボランティア活動などを通じて、様々な体験を積み、地域の大人や同世代の友人との絆を深めることが必要と考えられます。

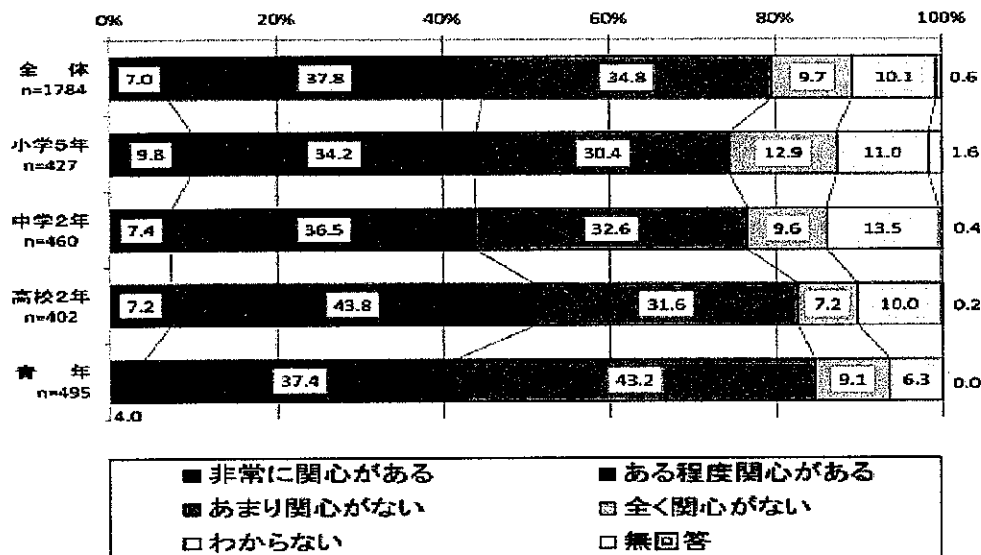
意識調査では、本県の子ども・若者の地域の活動への参加経験は児童・生徒 6～9 割、青年 5 割強(※)であり、各年代とも「祭り」への参加が最も多くなっています(祭：小5=63.2%、中2=57.6%、高2=48.3%、青年=34.3%)。

また、ボランティア活動への関心は、小5～青年の各年代とも4～5割(小5=44.0%、中2=43.9%、高2=51.0%、青年=41.4%)が持っています。

地域活動、ボランティア活動とも、青年期には、参加率や関心が低下する傾向にあります。

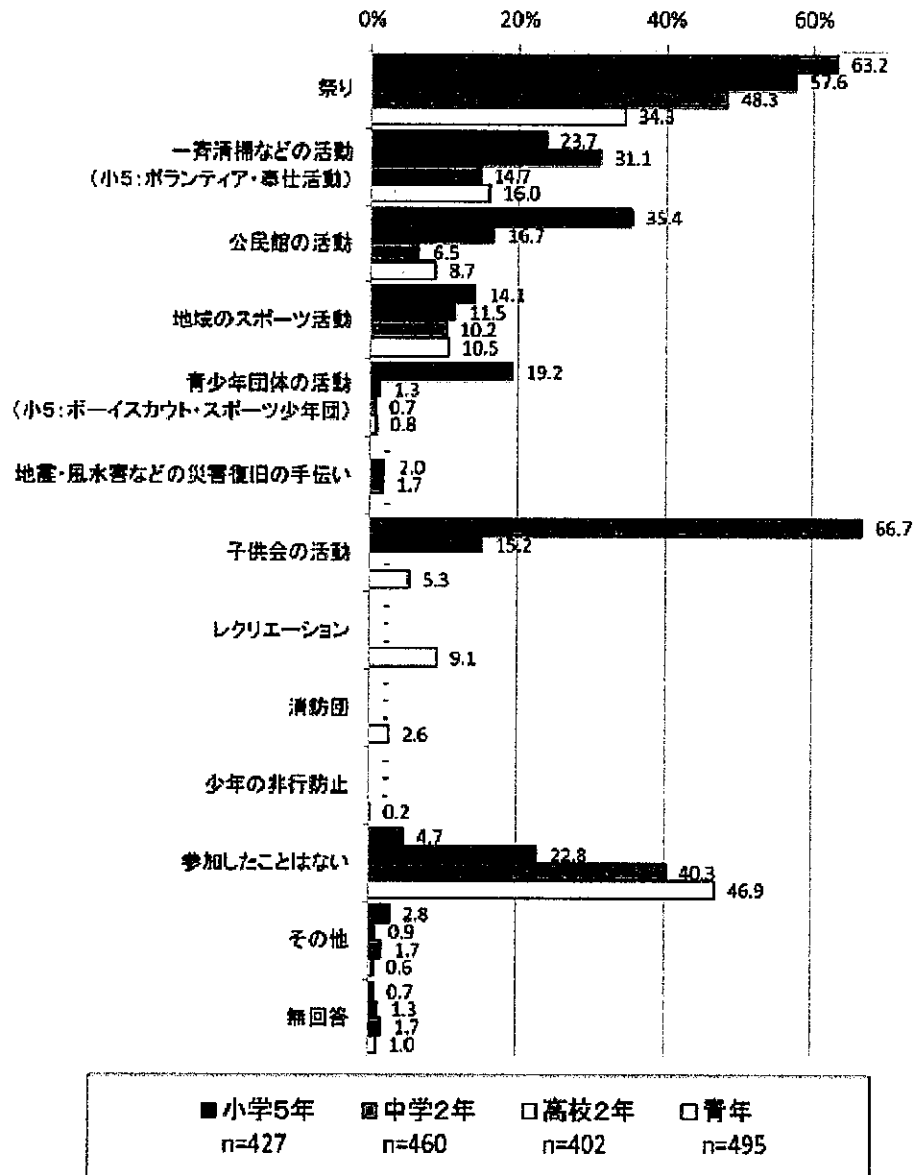
※意識調査の「地域の活動の中で、この1年間に参加したもの」について、100%から「参加したことはない」を除いた割合：小5=95.3%、中2=77.2%、高2=59.7%、青年=53.1%

ボランティアへの関心



(平成23年度鳥取県青少年育成意識調査より)

地域の活動の中で、この1年間に参加したもの(複数回答)



(平成23年度鳥取県青少年育成意識調査より)

イ 取組の方向性と施策例

子ども・若者が、地域社会を支える人財として成長できるよう、地域の活動やボランティアに取り組みやすい機会や環境が整備された状態を目指します。

(ア) ボランティアなどの活動に取り組みやすい環境整備

ボランティアに興味のある子ども・若者のニーズに応えられるような多くの分野のボランティア情報を収集し、情報提供やマッチングを推進します。

また、子ども・若者の地域活動を指導し、支える大人の活動を支援します。

【施策例】

- ボランティア情報の横断検索と、ボランティアを求める側が広く募集できるデータベースを整備
- 地域の活動やボランティアを総合的に支援する体制の整備に向けた検討
- 子ども会、伝統芸能保存会など、子ども・若者の地域での活動を指導、支える団体を支援

主な目標指標

項目	現状 (H23)	目標 (H26)
ボランティア活動をしている県民の割合 (総務省社会生活基本調査)	34.5% (H18)	40.0% (H28)

取組事例

【高校生ボランティア・サミット】

県内の各高等学校から生徒代表が集まり、万引きや自転車盗の防止などのテーマについて討議を行うサミットを開催しています。(平成20年度から開催)

1 青少年の巣立ちを応援

(4)【社会的自立】 被害に遭わない大人になるための支援

ア 現状・課題

(ア) インターネット上の危険

本県の高校生の携帯電話所持率は9割を超えていますが、有害情報の閲覧防止策であるフィルタリング機能の利用は4割以下にとどまっています(平成21年鳥取県教育委員会調査)。また、携帯電話のゲームサイトなどを通じて子どもが巻き込まれた性犯罪などの60%近くが、第三者機関から「健全」と認定されたサイトを通じて起きており(平成23年警察庁)、引き続きインターネットの安全な利用についての対策が必要な状況にあります。

(イ) 消費生活上のトラブル

本県では、20歳代までの子ども・若者が、「インターネット(アダルト、出会い系ほか)等のオンライン関連のサービス」、「融資サービス」などを中心に315件もの消費生活上のトラブルに遭っています(県消費生活センター平成22年度相談件数)。

(ウ) 交通安全

交通事故では、子ども・若者が被害者となるだけでなく、自動車・自転車運転中に加害者となってしまうケースもあります。自転車利用者が主な原因となる交通事故も発生しており、自転車が無秩序に歩道を通行したり、一時停止を守らないなど、ルールを無視した利用実態が目立っています。

(エ) 様々な不審者事案や犯罪

子どもに「お菓子をあげる、車に乗せてあげる」などと言って誘ったり、女性に卑猥な言葉をかけたり、つきまとったりするなどの誘拐事件や性犯罪等の前兆と思われる事例が後を絶たない状況にあります。

(オ) デートDV

内閣府の調査(平成20年)によると、DV(※)被害者のうち、10歳代、20歳代のときに、交際相手から“身体的暴行”“心理的攻撃”“性的強要”のいずれかをされたことが『あった』という人が、女性13.6%、男性4.3%あり、思春期や青年期などの若い恋人の間でもDV(デートDV)が発生しています。

※DVとは

ドメスティックバイオレンス。配偶者や恋人等の親密な関係にある、またはあった人から加えられる暴力。

イ 取組の方向性と施策例

子ども・若者が安全に暮らすための知識を身に付けるとともに、安心して生活できる環境の整備を目指します。

(ア) 啓発による青少年の被害防止

○様々な安全に関する教育・情報提供の推進

子ども・若者本人はもちろん、保護者に対しても、危険に関する事柄や安全に生活するために必要な事柄について教育・研修・情報提供を進めます。

【施策例】

- 教育委員会・警察本部によるインターネットの安全利用に関する講演などの実施
- 警察本部・各警察署等による交通安全（安全な歩行、自転車・自動車の安全運転）などの指導の実施及び県警ホームページによる情報提供
- 県・警察本部のホームページを通じた不審者情報や防犯対策等のお知らせ

○消費者教育の推進

若者に、契約知識や悪質商法に関する知識を身につけてもらうことにより、消費者トラブルの未然防止を図ります。

【施策例】

- 県内高等教育機関と連携し消費者問題に関し専門的な講座を実施
- 高校等に講師を派遣し、消費者トラブル防止のための授業を実施

(イ) パトロールなどによる青少年の被害の防止

○地域で行う防犯パトロール

防犯ボランティア団体などが行う自主防犯パトロール活動を推進します。

【施策例】

- 青色防犯パトロール、登下校の見守り活動等の支援

○鳥取県青少年健全育成条例の運用

青少年の健全育成のため設けられた環境整備や青少年がインターネットに接続するパソコンや携帯電話のフィルタリングの徹底、青少年の深夜外出の規制等について推進します。

【施策例】

- 青少年健全育成協力員による青少年にとっての有害環境の実態把握
- 青少年が使用する携帯電話のフィルタリング利用率調査の実施

(ウ) デートDVの防止

人権や性に関する理解を深める取組を行い、デートDVの未然防止を図ります。

【施策例】

- 学校や、職場などで行われる研修などに、婦人相談所のDV被害者支援にかかわる職員などを講師として派遣
- 街頭啓発や、様々なメディアを使った啓発の実施

取組事例

【緑ヶ丘グリーンハイツ自治会】

米子市箕蚊屋中学校区の安全を確保し、安全・安心のまちづくりを進めるため、平成17年から、メンバー22人の中から2人1組のシフト制により、週1回、青色回転灯を装着した車2台で、また地区内を徒歩で、下校時を中心に巡回をしています。併せて、定期的に、遊具の点検、公園の美化、道路や歩道の安全点検などを行っています。

2 困難な状況からの自立

(1) 困難な状況ごとの青少年と家族への支援

ア 現状・課題

(ア) ニート

労働力調査(総務省)では、15～34歳で非労働力人口(働いていない人の人口)のうち、家事も通学もしていないかたが、いわゆるニートとして定義されています。ニートの数は、全国で約63万人(平成21年度厚生労働省)、県内で3200人(内閣府)と推計されています。

ニート状態にある本人は「仕事をしていない後ろめたさ」等精神的負担を感じながら生活している(厚生労働省調査)ほか、就職した場合も派遣やパート・アルバイトなど非正規労働に従事することが多く、経済的な自立が難しくなることも心配されます。

(イ) ひきこもり

平成22年の内閣府の調査において、ひきこもりは、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態と定義されており、全国では15～39歳の1.79%、約70万人のひきこもり状態のかたがいるとの推計が発表されました。この率を元にとすると、本県では2800人がひきこもり状態にあると推計されます。

また、本県の意識調査では、19～29歳の青年の有効回答の2.6%がひきこもり状態にあり、県全体の19～29歳の年代に約1600人のひきこもり状態のかたがいると推計されます。

本県の青年のひきこもりのきっかけは、「就職活動の失敗」「職場になじめなかった」「不登校」が各30.8%で、引きこもってからの期間が1年以上のかたは約9割、その内7年以上のかたが1/3を占めています。

意識調査によると、本県のひきこもり状態の青年の悩みのトップは「就職や転職」(54.5%)ですが、「悩みはない」も18.2%という状況です。また、悩みの相談相手のトップは「父親」(25.0%)ですが、「相談しようと思わない」青年も25.0%もいます。さらに、「公的相談機関」へ相談するかたはなく(0.0%)、ひきこもり状態のかたの推計人口に対し県内の相談件数が、実人数で年間100名ほどであることを考え合わせると、必要な支援が届きにくい状況が見られます。

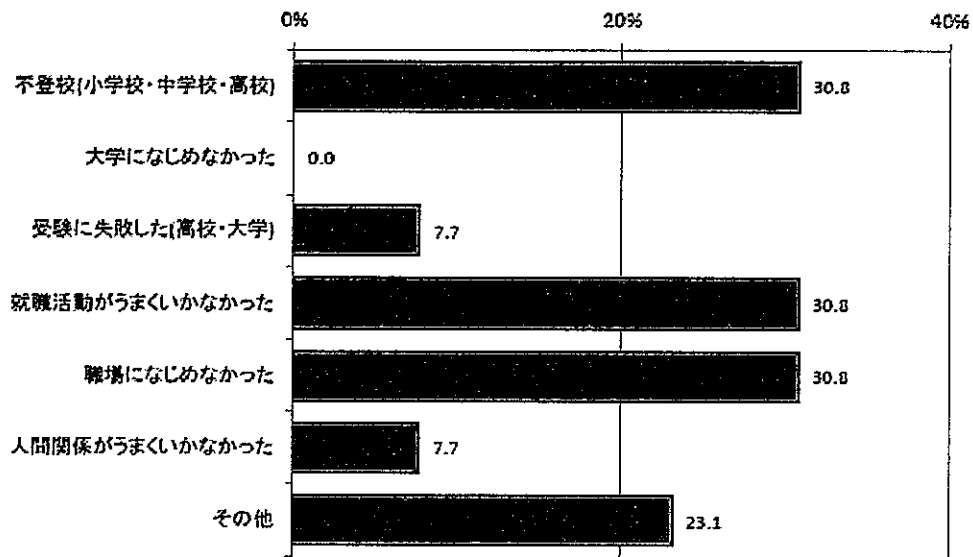
また、ひきこもり支援を行うにあたっては、発達障がいを理解した支援が必要と考えられます。(※)

ひきこもり状態にある本人へは就業など社会的自立に繋がる支援、また、本人が相談を望まない場合も多いことがうかがえるため家族に対してはひきこもりに関する相談や支援などについての情報提供が必要と考えられます。

※ひきこもりと発達障がいの関係について

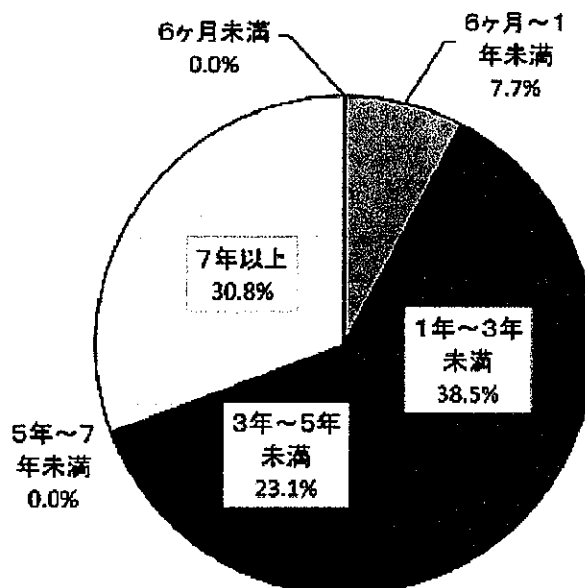
平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業でまとめられた「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」によると、「ひきこもりの大半の事例には多彩な精神障がい関与しており、中でも発達障がいの関与は決して希ではない」「発達障がいの特性のいくつかがひきこもりとの親和性を持っているのではないか」と記載されています。

ひきこもりの状態になったきっかけ



(平成 23 年度鳥取県青少年育成意識調査より)

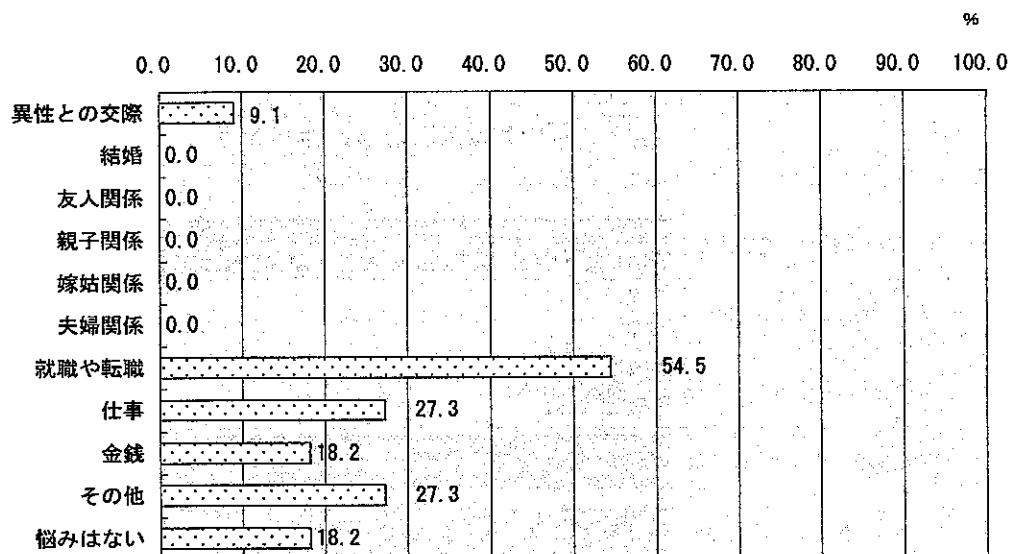
ひきこもり状態になってからの年数



(平成 23 年度鳥取県青少年育成意識調査より)

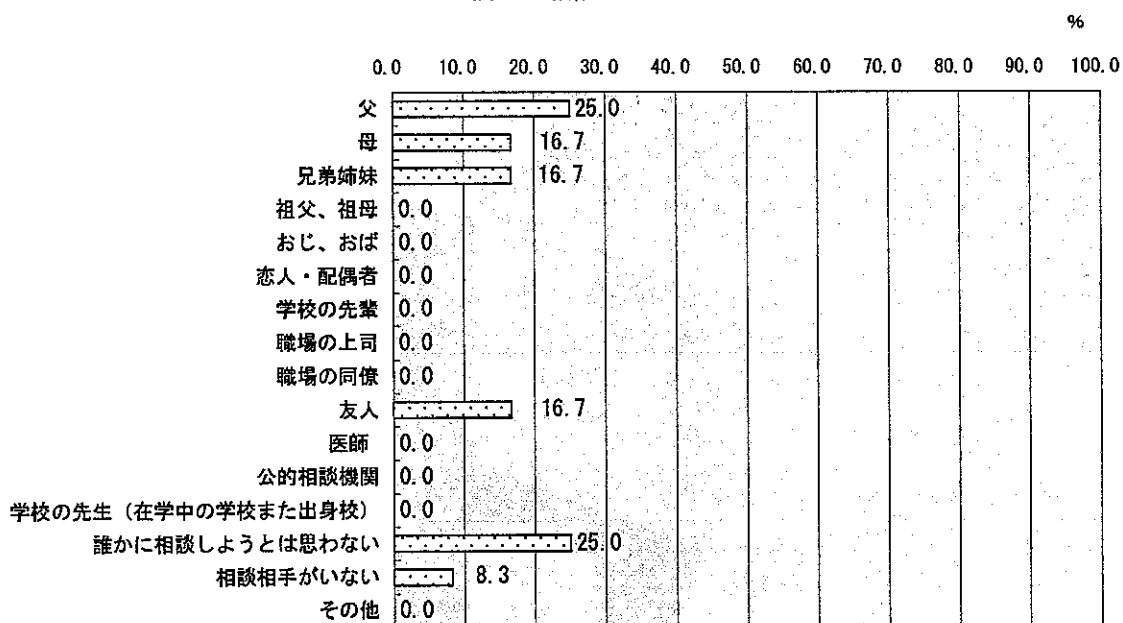
ひきこもりに該当した方の悩み・相談相手

最近、あなたが悩んでいることは何についてですか



(平成23年度鳥取県青少年育成意識調査より)

悩みの相談相手



(平成23年度鳥取県青少年育成意識調査より)

(ウ) 不登校

県内の児童生徒の不登校の状況については、小学校で109人、中学校で526人、高等学校で263人（平成22年度文部科学省調査）と決して少なくない人数が不登校の状態にあります。

意識調査では、学校へ行きたくないと思った経験のある児童生徒が、小学2年で約3割、小学5年・中学2年で約4割、高校2年で約5割でしたが、実際に休んだと回答した児童生徒は、小学5年で3.9%、中学2年で19.2%、高校2年で15.8%であり、学校へ行きたくないと思った児童生徒と実際に学校を休んだ児童生徒の割合には大きな開きが見られました。また、ひきこもりのきっかけとして不登校を挙げた青年が30.8%あり、不登校が長期化した場合、学校や教育関係の機関だけでは支援が困難な状況です。

(エ) 高校中退

県内の高等学校の中退率は減少傾向にありますが、年間300人近い生徒が中途退学をしています。高校中退者に関する内閣府の調査では、中退後に働いている場合、正規雇用の割合が同年代（15～19歳）の雇用者の約半分の17.1%となっており、経済的自立が危惧されるほか、学校から離れることで必要な相談や支援を受けることが困難になるなどの影響も考えられます。

(オ) 非行

本県では刑法に触れて警察に検挙、補導された少年は、平成16年からおおむね減少傾向にあり、落ち着いた状態にあると言えます。しかし、不良行為少年の補導状況を見ますと、喫煙や深夜徘徊で補導された少年の割合が高く、特に深夜徘徊で補導された少年の人数は、横ばいのまま推移しており、引き続き対策が必要な状態です。また、非行を繰り返す少年の割合が全国的に増加しており（再非行少年率31.5%〈平成23年警察庁資料〉）、本県でも非行を繰り返す少年への立ち直り支援が求められると考えられます。

(カ) 外国人

県内には約4,100人の外国人が暮らしており、言葉や生活習慣、文化などの違いの中で孤立しないよう、相談体制やボランティア活動を充実し、多文化共生社会づくりを進める必要があります。

(キ) 様々な困難の背景

困難な状況にある青少年には、家庭の事情や病気など様々な背景があり、それらを察知し、適切な支援を行うことが求められています。

イ 取組の方向性と施策例

様々な困難を抱える青少年が自立して生活できるよう、関係機関が連携して必要なサービスが受けられる環境の充実を目指します。

(ア) ニート、ひきこもりへの支援

意識調査やその他の調査、関係機関との情報交換などから、実態の把握を進め、本人の適性にあった進路に向けた支援を図ります。また、本人が相談機関に来ることが難しいケースが多いことが見込まれるため、保護者に対する情報提供や相談機関のPRに取り組みます。

【施策例】

- 相談・支援機関について、マンガなどを用いた分かりやすい情報の提供と支援の充実（特に、保護者に届く情報提供の推進）

（主な相談機関と支援の内容）

ニートなど：若者仕事ぶらざ、若者サポートステーションによる就職に関する情報提供、助言、職業訓練など

ひきこもり：各福祉保健局、精神保健福祉センター、各児童相談所、ひきこもり生活支援センターでの相談、家族の集い、就労体験など

(イ) 不登校への支援

不登校に関する調査や分析を行い、不登校の防止や早期の再登校に向けた取組を、教育委員会や学校以外の専門機関と連携しながら総合的に実施します。また、不登校の児童生徒の居場所の確保に取り組みます。

【施策例】

- 不登校に関する調査の実施や専門機関と連携した対応など総合的な対策の実施

- 相談・支援機関について、マンガなどを用いた分かりやすい情報の提供と支援の充実（特に、保護者に届く情報提供の推進）

（主な相談機関と支援の内容）

学校、教育センターによる、相談、助言など

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめ、教育支援センター（適応指導教室）など、困難な状況にある本人や家族に身近なところでの相談・支援を充実

- 小中学校での不登校経験者などが少なからず在籍する定時制・通信制の高等学校で「集団生活体験及びコミュニケーション能力の育成」「生活体験及び社会体験活動の充実」「基礎学力の充実」のための事業を行うなど、教育内容を充実

(ウ) 高校中退者への支援

意識調査やその他の調査、関係機関との情報交換などから、実態の把握を進め、本人の適性にあった進路に向けた支援を図ります。また、新たな進路に進む際に支援が必要になった場合、どこに行けばよいかなどの情報が本人や家族に届く広報を推進します。

【施策例】

- 相談・支援機関について、マンガなどを用いた分かりやすい情報の提供と支援の充実（特に、保護者に届く情報提供の推進）
- 若者仕事ぷらざ、若者サポートステーション等での相談や支援の充実

(エ) 非行の防止、立ち直りの支援

非行の入り口となる、深夜徘徊等を防止する取組みや、非行からの立ち直りの支援を推進します。

【施策例】

- 青少年の徘徊などを指導する県内の補導センターの活動への助成
- 児童・生徒を対象とした非行防止教室の実施
- 深夜営業事業者と協力した、保護者、青少年への深夜外出規制の啓発
- 相談・支援機関について、マンガなどを用いた分かりやすい情報の提供と支援の充実（特に、保護者に届く情報提供の推進）

(主な相談機関と支援の内容)

警察本部少年サポートセンターでの相談、体験活動など

(オ) 外国人の子ども・若者とその家族への支援

県内で働き、生活する外国人に対して多言語での日常生活情報の提供や、相談体制の整備を進めます。親が外国人である場合に学校・家庭間で円滑な意思疎通ができるよう、日本語の習得支援を行うなど、事情・状況に応じたきめ細かな支援を行います。外国人支援に関する意識啓発と基礎的体制づくりを推進します。

【施策例】

- 外国人が日常生活を送る上で必要な情報をメールマガジンの配信やホームページにより多言語で提供
- 日常生活上のトラブル、育児や教育の悩み等に関する相談対応の充実
- 日本語クラスの開催などによる日本語学習支援
- これらのサービスの周知

(カ) 困難の背景を踏まえた相談・支援の実施

困難な状況にある青少年には、家庭の事情や病気など様々な背景があり、それらを細やかに察知し、適切な支援を行えるよう、相談機関の充実を図ります。

【施策例】

- 相談窓口担当者への研修の充実

2 困難な状況からの自立

(2) 支援の質の向上

ア 現状・課題

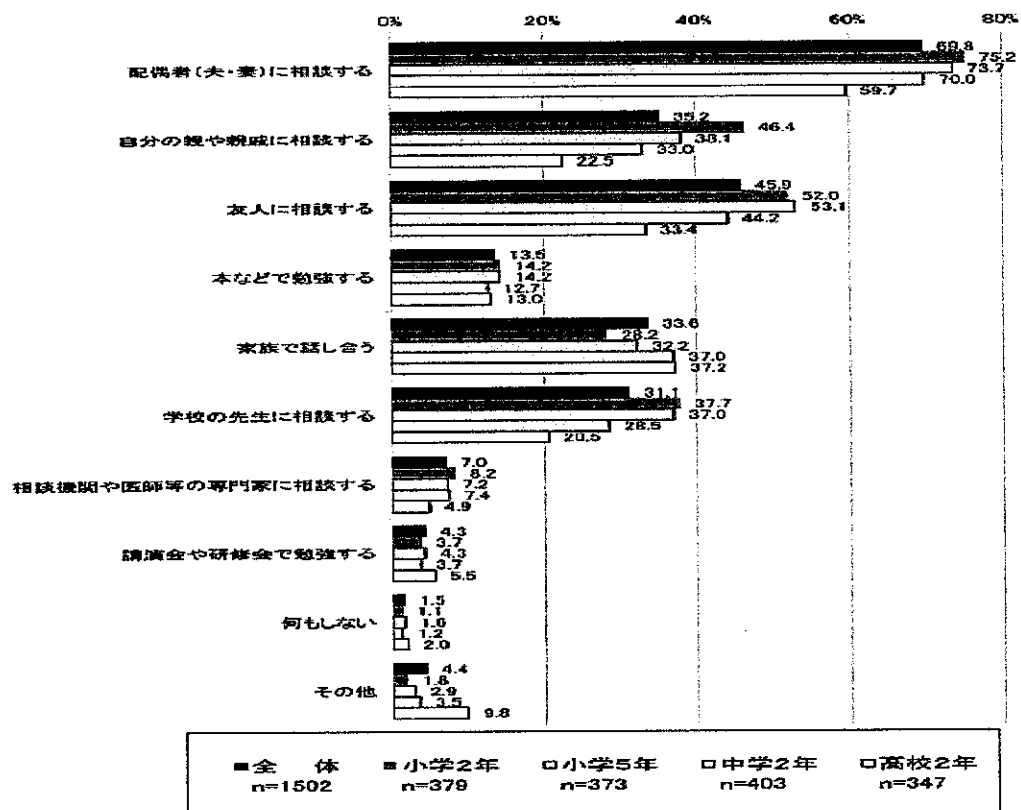
(ア) 困難を抱える子ども・若者の相談窓口

意識調査によると、保護者が子どもについて困りごとがある場合は、配偶者に相談するかたが7割程度、また、家族、友人、学校の先生に相談するかたがそれぞれ3～4割程度あるのに対し、相談機関や専門家へ相談するとした保護者は約7%に過ぎない状況です。

同じく意識調査の結果、児童生徒や青年の場合、悩みがあるときは、多くが母親や友だちに相談しており、学校の先生にも1～2割が相談しています。しかし、「誰かに相談しようと思わない」かたが1～2割、「相談相手がいない」かたが4%程度と、誰にも悩みを相談しない、またはできない児童生徒や若者が少なからずいる状況がうかがわれます。また、保護者と同様に、役所などの相談機関に相談するとした児童生徒や若者は、少数です。

このほか、意識調査によるとひきこもりの状態にあるかたの場合、「相談しようと思わない」かたが25.0%あり、「公的相談機関」へ相談するかたはない(0.0%)という状況です。

子どもについて悩みがあるときの保護者の対応法



(平成23年度鳥取県青少年育成意識調査より)

児童生徒、青年の悩みの相談相手

(単位：%)

選択肢	父	母	兄弟、 姉妹	祖父、 祖母	おじ、 おば	担任の先生 (小・2：先 生)	保健室 の先生	その他の 先生 (教育相談、 部活動など の先生)	先輩	友だち
小学2年 n=408	40.0	70.3	17.2	15.7	2.2	19.6	-	-	-	31.6
小学5年 n=421	27.3	63.2	11.2	13.1	1.4	6.4	1.4	1.4	1.0	34.2
中学2年 n=456	12.5	43.4	11.4	3.9	1.3	8.6	1.8	2.6	7.7	50.2
高校2年 n=397	10.1	34.3	10.6	1.8	0.5	3.8	2.0	2.8	8.1	64.0
青 年 n=482	11.8	41.3	17.2	2.3	0.2	1.7	-	-	1.9	47.7

選択肢	医 師・ 護 師 な 関 係 者	役 所 の 相 談 機 関	そ の 他 の 相 談 機 関	電 話 相 談	相 談 相 手 な い	相 談 相 手 が い な い	誰 か に か げ ず に 話 せ たい	恋 人・ 配 偶 者	職 場 の 上 司	職 場 の 同 僚	そ の 他	無 回 答
小学2年 n=408	-	-	-	-	-	-	9.3	-	-	-	4.2	0.2
小学5年 n=421	0.2	-	-	0.5	4.0	15.0	-	-	-	-	5.2	2.6
中学2年 n=456	0.2	0.2	0.0	0.2	2.6	23.9	-	-	-	-	2.6	4.2
高校2年 n=397	0.5	0.0	0.3	0.3	4.0	18.1	-	-	-	-	2.3	3.0
青 年 n=482	1.9	2.3	-	-	4.4	11.0	31.1	5.4	12.9	1.2	1.0	

(平成23年度鳥取県青少年育成意識調査より)

(イ) 困難の背景を汲んだ支援

困難な状況はその背景に、病気や家庭の状況など様々な課題が存在するケースがあります。

例えば、乳幼児期に発達障がいであることが分かった場合は、適切な支援が行われるように体制が整備されてきていますが、発達障がいに気づかないまま成長し、青年期を迎えたかたについては、その人の特性や可能性を十分に理解しなければ、就業などについて適切な支援が行えない恐れがあります。

(ウ) 困難を抱える子ども・若者の支援機関の連携

児童相談所が取り扱うケースは18歳までの「児童」、教育委員会の支援対象は「児童生徒」というように、法律や制度によって各支援機関の対象が異なるために、年齢や高校中退で学校から離れる等、条件が合わなくなると支援が受けられなくなる恐れがあります。

また、不登校、高校中退、ニート、ひきこもり、非行といった困難な状況にある本人や家族への支援は、単独の機関のみで対応することが難しい例が見受けられることから、教育、保健、福祉、医療などの複数の専門機関による多面的な支援が必要です。

イ 取組の方向性と施策例

困難な状況にあるときに、制度や法律が切り替わっても、年齢や条件に応じた適切な支援を途切れずに受けられる状態を目指します。

(ア) 相談機関のPR

子ども・若者が困難な状況にあるときに、本人や家族が適切な相談を受けられるよう、相談機関のPRを進めます。

また、学校など、困難な状況にある本人や家族にとって身近なところで相談ができる体制を整備します。

【施策例】

- 相談・支援機関の活動事例を紹介するセミナーの開催などによる利用の促進
- 相談・支援機関について、マンガなどを用いた分かりやすい情報の提供と支援の充実。特に、保護者に届く情報提供の推進（再掲）
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを始め、困難な状況にある本人や家族に身近なところでの相談・支援を充実（再掲）

(イ) 相談・支援の質の充実

○関係機関の連携

本県はコンパクトな県であることによって、困難な状況にある子ども・若者や保護者の支援や相談を行う機関が相互に協力して支援に当たっていますが、最前線で支援に当たる職員が、いっそう円滑に連携し、支援できる環境を整備できるよう、関係機関の長などが情報共有する機会を設けるなど、一層活発な支援のネットワークづくりを進めます。

○困難な状況の背景を理解した支援の実施

相談や支援を行う機関においては、困難な状況の背景にある病気や障がい等を理解した対応ができるよう研修を充実させて、障がいの特性に応じたより適切な支援を行うなど、相談や支援を充実します。

【施策例】

- 関係する相談・支援機関の長などを対象に基礎的情報共有の機会を設け、支援担当者が一層連携しやすい環境づくりを推進
- 関係機関の情報交換の結果などをもとに、ひきこもり、ニート、高校中退等の状態にある本人や家族への支援を展開
- 市町村の担当者にも支援機関に関する情報提供を推進
- 必要に応じた関係機関が集まって支援事例の勉強会を推進
- 困難な状況の背景にある病気や障がい等を理解した対応ができるよう担当職員向け研修を充実

各種法令等による子ども・若者の年齢区分

法律の名称	呼称等	年齢区分
少年 刑 法	少年 刑事責任年齢	20歳未満の者 満14歳
児 童 福 祉 法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児 少年	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者 小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者
母子及び寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
学 校 教 育 法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	学齢生徒小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民 法	未成年者	20歳未満の者
	婚姻適齢	男満18歳、女満16歳〔未成年者は、父母の同意を得なければならない。〕
労 働 基 準 法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
勤 労 青 少 年 福 祉 法	勤労青少年	〔法律上は規定なし〕※第9次勤労青少年福祉対策基本方針（平成23年4月厚生労働省）において、「おおむね35歳未満」としている。
道 路 交 通 法	児童	6歳以上13歳未満の者
	幼児	6歳未満の者
	大型免許を与えない者	21歳未満の者
	中型免許を与えない者	20歳未満の者
	普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許を与えない者 普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	18歳未満の者 16歳未満の者
独立行政法人国立青少年教育振興機構法	青少年	法律上は規定なし 「子どもゆめ基金」については、おおむね18歳以下の者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
(参考) 児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者

ニート、ひきこもり、不登校など青少年に関する主な県の相談機関

※ 相談は無料です。相談は匿名でもかまいません。相談者の秘密は守ります。

区分	相談機関	相談できる内容
ひきこもり	東部総合事務所福祉保健局 (担当区域 鳥取市、岩美郡、八頭郡) 所在地 鳥取市江津730 電話 0857-22-5616	おおむね18歳以上で、明確な疾患や障がいと考えられないにもかかわらず、ひきこもり状態にある人や家族を対象に、面接や家庭訪問により個別に相談を受け付けています。
	中部総合事務所福祉保健局 (担当区域 倉吉市、東伯郡) 所在地 倉吉市東巖城町2 電話 0858-23-3147・3152	
	西部総合事務所福祉保健局 (担当区域 米子市、境港市、西伯郡、日野郡) 所在地 米子市東福原1丁目1-45 電話 0859-38-2250	
ニート	とっとり若者サポートステーション (担当区域 県下全域) 所在地 鳥取市扇町7 鳥取フコク生命駅前ビル1階 電話 0857-21-4140	○ ニート、ひきこもりなど、社会参加に踏み出せないでいる若年者(概ね15歳~40歳未満)とそこご家族の相談を受け付け、就業・自立のための支援を行っています。(臨床心理士常駐) ○ 毎週1回、中部・西部での出張相談を実施しています。
不登校	精神保健福祉センター (担当区域 県下全域) 所在地 鳥取市江津318-1 電話 0857-21-3031	○ ごころの健康や精神疾患、精神障がいの福祉など、精神保健福祉に関する相談を受けています。 ○ 自宅や自室にひきこもり、社会活動に参加しない、対人関係を回避し、孤立している状態、あるいは社会生活の範囲がいちじるしく限定されている、ひきこもりの人とその家族の方などの相談をお受けします。 ○ 夜尿・抜毛・チック等の子どもの心身症や学校不適応、 不登校 、ひきこもり、家庭内暴力、拒食・過食・摂食障害、発達障がいなど児童・思春期・青年期に生じるさまざまな相談をお受けします。
不登校・ひきこもり・いじめ・教育など	鳥取県教育センター(教育相談課) (担当区域 県下全域) 所在地 鳥取市湖山町北5丁目201 電話 0857-28-2322	○ 不登校 、いじめ、ひきこもり、発達の遅れ、障がい、就学に関すること等、教育や療育に関する相談を受け付けています。 ○ 相談は、幼児児童生徒、保護者、教育関係者等、どなたでも受けられます。
		○教育相談電話 ・電話 0857-31-3956 ・月曜日~土曜日(祝日、年末年始は除く)午前8時30分~午後8時 ○いじめ110番 ・電話 0857-28-8718 24時間対応 ○LDホットライン ・電話 0857-28-9882 ・月曜日~土曜日(祝日、年末年始は除く)午前8時30分~午後5時15分 ○相談メール ・E-mail: soudan@kyoiku-c.torikyo.ed.jp ・受付 24時間 ○来所相談 ・月曜日~土曜日(祝日、年末年始は除く)午前9時~午後5時 ・先ずはお電話で予約をしてください。 電話 0857-31-3956 ○県教育センター教育相談会 東部、中部、西部それぞれの会場で、専門医を迎え、相談会を行っています。 先ずはお電話で予約をしてください。 電話 0857-28-2322 ○専門指導員による教育相談 発達の気かりな子ども本人及び保護者、担当教員など関係者の来所相談を継続して行います。 ・月曜日~金曜日(祝日、年末年始は除く)午前9時~午後4時 ・先ずはお電話で予約をしてください。 電話 0857-31-3956
	鳥取県教育委員会事務局小中学校課 (担当区域 県下全域) 所在地 鳥取市東町1-271 電話 0857-26-7930	不登校 やいじめなどの学校生活上の問題、しつけや親子関係など家庭教育上の悩みについて、相談と発達上気かりなことなどについて相談をお受けしています。
	鳥取県教育委員会事務局高等学校課 (担当区域 県下全域) 所在地 鳥取市東町1-271 電話 0857-26-7540	高校生の悩み・困りごと、 不登校 、いじめなどの教育相談を受けています。
不登校・その他	福祉相談センター(中央児童相談所) (担当区域 鳥取市、岩美郡、八頭郡) 所在地 鳥取市江津318-1 電話 0857-23-1031 相談専用ダイヤル(児童相談員受付) 0857-29-5460 倉吉児童相談所 (担当区域 倉吉市、東伯郡) 所在地 倉吉市宮川町2-36 電話 0858-23-1141 相談専用ダイヤル(児童相談員受付) 0858-22-4152 米子児童相談所 (担当区域 米子市、境港市、西伯郡、日野郡) 所在地 米子市博労町4-50 電話 0859-33-1471 相談専用ダイヤル(児童相談員受付) 0859-33-2020	○ 子ども(18歳未満)に関する様々な相談を受けています。一人で悩まず一緒に考えましょう。(児童虐待、養護、しつけや発達、 不登校 、非行、子どもの障がい) ○ 不登校 相談 不登校 の原因を調査し、必要性があれば医療機関や教育センターの紹介、福祉施設へ入所・通所措置を行います。
	東部少年サポートセンター 所在地 鳥取市西町1-401 電話 0857-22-1574 西部少年サポートセンター 所在地 米子市靴町1-202 電話 0859-31-1574	非行 、 不良行為 、 犯罪等 の被害その他、少年の健全育成に関する相談を受け付けています。